

# 建設工事における担当技術者の取扱いについて

令和2年7月20日

## 1 目的

建設設業界に入職した若手技術者のスキルアップ及び早期の段階から建設業への関心や理解を高めることを目的に、担当技術者を明確に定義しましたので、お知らせします。

## 2 担当技術者の定義

担当技術者とは、主任（監理）技術者の下で工程管理、品質管理その他の技術上の監理や指導監督を補佐し、当該工事に専任する技術者をいい、1工事で登録できる技術者は2名を上限とします。

なお、特定JV工事においては、構成員毎に2名まで登録できます。

### 【担当技術者に求める条件】

年 齢 : 問いません。

保有資格 : 問いません。

工事経験 : 問いません。

雇用関係 : 担当技術者として配置される日の前日時点において、受注者と直接的な雇用関係を有する者であること。

## 3 適用

令和2年7月20日から適用します。